

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 北九州港港湾区域の変更【港湾空港局港湾整備部計画課】2
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】7
- 借入れ及び保守業務契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局技術
部技術企画課】8

北九州市公告第114号

北九州港の港湾区域を変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により、変更後の北九州港港湾区域を次のとおり公告する。

令和5年2月21日

北九州市長 武内和久

1 北九州港港湾区域

井ノ浦1号防波堤基部（北緯33度50分15秒東経130度58分43秒）、井ノ浦1号防波堤基部から90度4, 630メートルの地点、井ノ浦1号防波堤基部から70度30分4, 630メートルの地点、部埼灯台（北緯33度57分34秒東経131度1分23秒）から125度20分7, 500メートルの地点、部埼灯台から125度30分4, 220メートルの地点、部埼灯台から125度4, 220メートルの地点、部埼灯台から125度2, 500メートルの地点、部埼灯台から10度30分820メートルの地点、城山三角点（175.2メートル）から63度3, 850メートルの地点、城山三角点から53度30分2, 600メートルの地点、門司埼灯台（北緯33度57分44秒東経130度57分47秒）、門司埼灯台から216度40分3, 390メートルの地点、砂津防波堤灯台（北緯33度53分37秒東経130度53分38秒）から63度30分3, 660メートルの地点、砂津防波堤灯台から73度2, 360メートルの地点、砂津防波堤灯台から72度1, 540メートルの地点、砂津防波堤灯台から25度1, 020メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台（北緯33度56分28秒東経130度51分2秒）から100度900メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度30分1, 860メートルの地点、若松洞海湾口防波堤灯台から327度2, 230メートルの地点、白洲灯台（北緯33度59分1秒東経130度47分30秒）から120度3, 210メートルの地点、白洲灯台から326度24分2, 780メートルの地点、白洲灯台から322度10分7, 550メートルの地点、白洲灯台から317度40分8, 070メートルの地点、白洲灯台から301度20分7, 100メートルの地点、男島島頂（北緯34度0分42秒東経130度43分35秒）、白洲灯台から282度50分6, 160メートルの地点、白洲灯台から278度58分8, 750メートルの地点、白洲灯台から242度7分9, 570メートルの地点、白洲灯台から232度25分7, 330メートルの地点及び八幡埼突端（北緯33度56分6秒東経130度43分42秒）を順次に結んだ線と陸岸により囲まれた海面並びに砂津川新砂津大橋、紫川紫川大

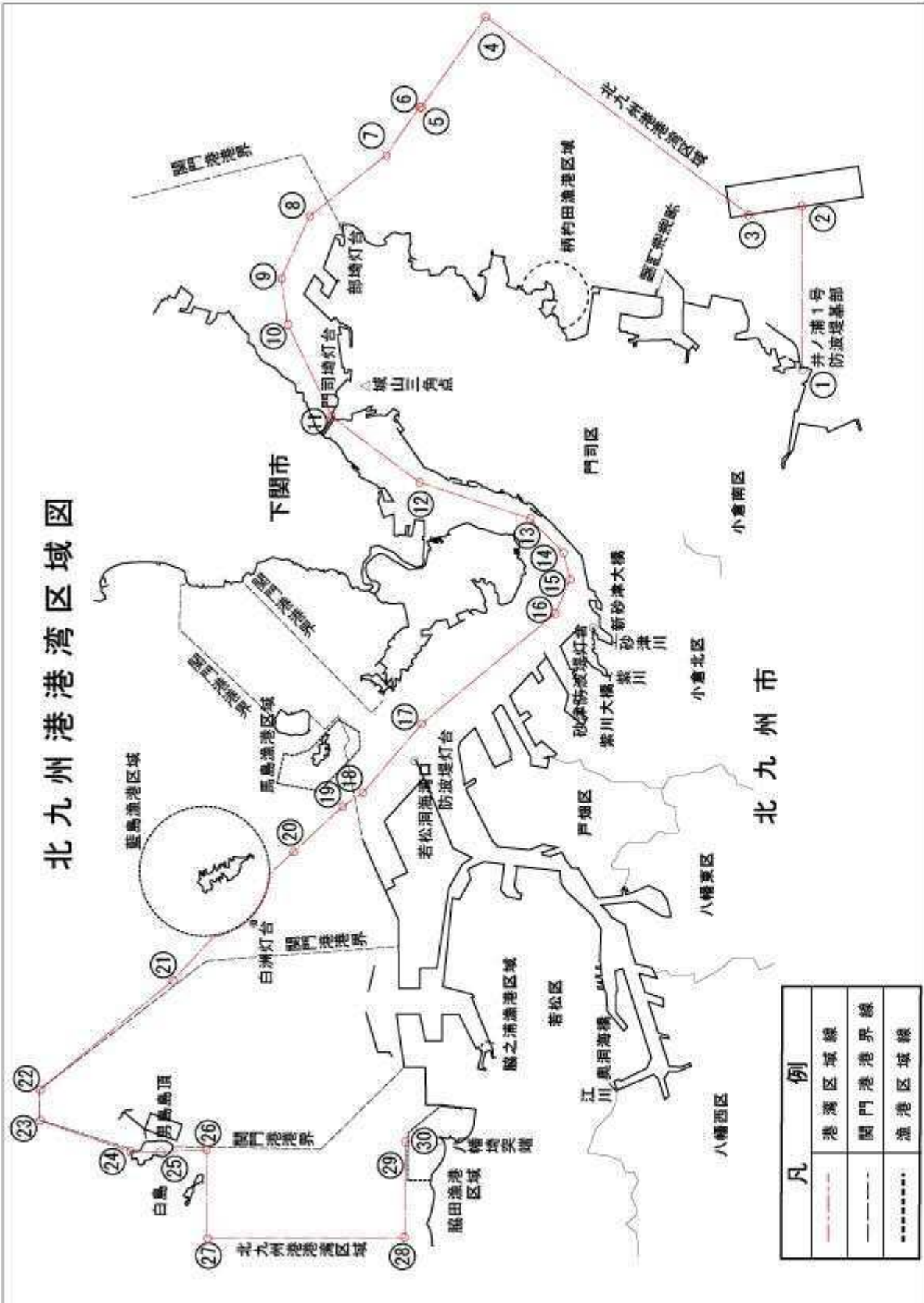
橋及び江川奥洞海橋からの各下流の河川水面

ただし、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された柄杓田漁港、藍島漁港、脇之浦漁港及び脇田漁港の区域を除く（次の図面のとおり）。

2 変更年月日

令和5年2月21日

北九州港湾区域图



北九州港港湾区域図中の番号説明

1	井ノ浦1号防波堤基部
2	井ノ浦1号防波堤基部から90度4, 630メートルの地点
3	井ノ浦1号防波堤基部から70度30分4, 630メートルの地点
4	部埼灯台から125度20分7, 500メートルの地点
5	部埼灯台から125度30分4, 220メートルの地点
6	部埼灯台から125度4, 220メートルの地点
7	部埼灯台から125度2, 500メートルの地点
8	部埼灯台から10度30分820メートルの地点
9	城山三角点から63度3, 850メートルの地点
10	城山三角点から53度30分2, 600メートルの地点
11	門司埼灯台
12	門司埼灯台から216度40分3, 390メートルの地点
13	砂津防波堤灯台から63度30分3, 660メートルの地点
14	砂津防波堤灯台から73度2, 360メートルの地点
15	砂津防波堤灯台から72度1, 540メートルの地点
16	砂津防波堤灯台から25度1, 020メートルの地点
17	若松洞海湾口防波堤灯台から100度900メートルの地点
18	若松洞海湾口防波堤灯台から327度30分1, 860メートルの地点
19	若松洞海湾口防波堤灯台から327度2, 230メートルの地点

2 0	白洲灯台から120度3, 210メートルの地点
2 1	白洲灯台から326度24分2, 780メートルの地点
2 2	白洲灯台から322度10分7, 550メートルの地点
2 3	白洲灯台から317度40分8, 070メートルの地点
2 4	白洲灯台から301度20分7, 100メートルの地点
2 5	男島島頂
2 6	白洲灯台から282度50分6, 160メートルの地点
2 7	白洲灯台から278度58分8, 750メートルの地点
2 8	白洲灯台から242度7分9, 570メートルの地点
2 9	白洲灯台から232度25分7, 330メートルの地点
3 0	八幡埼突端

北九州市公告第 1 1 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区新曾根 4 2 4 2 番 1、4 2 4 2 番 2 のうち、4 2 4 3 番 2 のうち、4 2 4 4 番 2 のうち及び 4 2 4 4 番 3 のうち	北九州市小倉北区片野三丁目 6 番 2 2 号 公文工業株式会社 代表取締役 公文貴之
北九州市小倉南区曾根新田北二丁目 5 5 8 番 5	北九州市小倉南区中曾根一丁目 1 0 番 1 号 東亜商事株式会社 代表取締役 元兼継明

北九州市公告第 1 1 6 号

一般競争入札により、物件の借入れ及び保守業務契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

- (1) 物件の名称及び数量 フルカラー複合機 5 台
モノクロ複合機 1 台
- (2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所 市の指定する場所
- (5) 入札方法 モノクロ出力及びカラー出力各 1 枚あたりの単価（当該単価に 1 円未満の端数がある場合は、小数点以下第 2 位までを記載する。）にそれぞれの予定枚数を乗じて得た使用料の合計金額により行う。ただし、契約は、落札金額におけるモノクロ出力及びカラー出力各 1 枚あたりの単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
ア 場所 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市技術監理局技術企画課

イ 期間 この公告の日から令和5年3月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札関係資料の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和5年3月2日までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和5年3月10日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年3月13日 午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約単価に予定数量を乗じて得た合計金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約の締結等 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号

）第234条の3に規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができる。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局技術企画課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2043